

手数料表

(1) 紹介手数料:紹介により甲が採用した 配膳人の労働賃金の年収の 15%

(2) 経済変動、諸経費の変動及び業界動向等により手数料改定の必要性が生じた時は、甲乙協議上、改定することができる。

(手数料の支払期日)

第5条 手数料の計算期間は、当月1日から末日までの手数料を翌月末日までに、乙の指定する銀行口座に振り込むものとする。

(手数料の返還)

第6条 応募者が自己都合で退職した場合、乙は以下の各号にもとづき甲に対し、乙が受領した紹介手数料の全部又は一部を返還する。ただし、甲の都合で退職になった場合、又は入社した者の待遇、その他の労働条件が採用決定時の内容と著しく異なることが原因で退職となった場合はその限りではない。

(1) 入社より1ヶ月未満での退職 紹介料の50%返金

(2) 入社より2ヶ月未満での退職 紹介料の20%返金

(3) 入社より3か月未満での退職 紹介料の10%返金

(秘密の厳守)

第7条 甲及び乙は、この契約による業務上知り得た甲及び乙に係る秘密を、第三者に漏らしてはならないものとする。

(契約の解除)

第8条 甲又は乙がやむを得ない理由により契約期間中に本契約を解除しようとする場合は、2か月以上前に書面をもってその旨を相手方に通知するものとする。

1. 甲は、本業務が終了するまでの間、乙が次の各号の一に該当した場合はいつでも本業務を中止させ又は本契約の全部もしくは一部を将来に向かって解除できるものとする。この場合、実施済みの本業務についての報酬請求権は消滅しないものとする。ただし、乙がその解除又は中止の通知を受けた後の障害は一切含まない。

一、 正当な理由なく本業務を遂行しないと甲が認めたとき

二、 本契約に反したとき又は著しい背信行為があると認められるとき

三、 手数料の支払が所定期日を1か月経過しても支払われないとき

四、 差押え、仮押さえ、仮処分、滞納処分、強制執行、任意競売の申し立てを受けたとき

五、 破産、民事再生、会社更生、特別精算の申し立てを受け又は自らその申し立てをしたとき

六、 前四号のほか、資産、信用又は事業に重大な変更を生じたとき

七、 前各号の一の事由が発生するおそれがあると認められるとき

八、 乙(乙が協同組合等であるときは、その構成員のいずれかの者。(以下この号において同じ))が次のいずれかに該当するとき

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	2,000 円 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 50 % (または 円) (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 50 % (または 円) 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 50 % (または 円) *上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 27-2-010186

事業所の名称及び所在地 大阪市中央区天満橋京町1番24号ストリートビル 702号 有限会社 かんさいワークサービス